綾部都市計画

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

平成28年5月 京都府

《目次》

| 1 | 都市計画の目標1 |
|---|-------------------------|
| 2 | 区域区分の有無及び方針3 |
| 3 | 土地利用の方針4 |
| 4 | 都市施設の方針7 |
| 5 | 市街地開発事業の方針11 |
| 6 | 自然的環境の整備又は保全に関する方針12 |
| 付 | $\overline{\mathbb{X}}$ |

本方針は、綾部都市計画区域における概ね 20 年後の都市の姿を展望した上で、都市計画の目標、土地利用の方針等を定め、概ね 10 年以内に優先的に整備する都市施設等の整備目標を示すものである。

本都市計画の範囲は、次の通りである。

| 都市計画区域名 | 市町村 | 範囲 | 面積 |
|----------|-----|-------------------|-----------|
| 綾部都市計画区域 | 綾部市 | 行政区域(34,710ha)の一部 | 19, 543ha |

1 都市計画の目標

(1) 現状と課題

本区域は、区域を東西に貫流する由良川をはじめとする豊かな自然環境を有し、区域の大半は山林が占めている。

その由良川流域に桑畑が生育し、養蚕業が栄えた。養蚕業に伴って製糸業が盛んになり、自然特性を活かした「蚕都」として発展した。

その後、綾部工業団地等が造成され、機械、金属工業等多様な産業が集積し、製糸 業に替わって、これらの産業が、地域経済を支えてきた。

近年、近畿自動車道敦賀線、京都縦貫自動車道、JR山陰本線の複線化等の広域交通網の整備が進展し、府北部地域都市との連携強化、京阪神都市圏との時間距離の短縮が図られている。

市街地は、JR綾部駅を中心にコンパクトに形成されている。また、市街地の外縁部から山間部にかけ、旧村単位の地域が、小さな拠点として、それぞれ機能し、中心市街地と各地域は、コミュニティバスによる公共交通ネットワークが形成されている。

◆人口減少、少子高齢化の進行

本市の人口は、市制施行した昭和 25 年の 54,055 人 (総務庁推計値)をピークに、昭和 60 年の 41,903 人 (昭和 56 年都市計画区域区分決定後直近の国勢調査)、平成 22 年の 35,836 人と減少が続き、少子高齢化も進行している。特に山間部において、深刻な状況にあり、今後、都市機能、地域コミュニティの維持に支障を来す恐れがある。

◆産業振興と雇用の確保

人口減少の要因の一つとなっている若年層の市外流出を防ぐため、雇用の場を創出 することが求められており、産業の振興を図る必要がある。

◆中心市街地の衰退

中心市街地においても、人口は減少しており、空き家、空き店舗、未利用地が多くみられ、活力は低下している。

(2)都市づくりの基本理念

区域の現状と課題を踏まえ、次の基本理念に基づき、都市づくりを進める。

- ① 公共交通ネットワークを活かし、地域間の連携を促進する、多極ネットワーク型コンパクトシティの都市づくり
- ② 広域交通網と産業基盤を活かした活力ある都市づくり
- ③ まちなか居住や商店街の活性化による中心市街地のにぎわいを再生する都市づくり
- ④ 他都市との交流と連携を促進する都市づくり
- ⑤ 地域特性や地域資源を活かした個性のある都市づくり
- ⑥ 災害に強く、安心、安全で健やかに暮らすことができる都市づくり
- ⑦ 環境への負荷の低減を図る地球にやさしい都市づくり
- ⑧ 自然及び歴史的環境と調和し、景観に配慮した都市づくり
- ⑨ 住民、民間、行政等の協働により、魅力ある地域社会を実現する都市づくり

(3)区域の将来像

本区域周辺は、舞鶴都市計画区域、福知山都市計画区域と隣接しており、これらを 東西に繋ぐ近畿自動車道敦賀線等の広域連携軸を基本軸、南北に交差する京都縦貫自 動車道等をもう一つの広域連携軸と位置付け、府北部地域都市と連携、補完を図り、 都市機能の向上を図る。

区域外を含む旧村単位の各地域を交流拠点とし、これらを繋ぐ、JR綾部駅周辺を 中心とするネットワークを地域連携軸と位置付け、地域間交流を促進する。

広域連携軸の交差部周辺を産業拠点とし、区域の将来像を次の通り示す。

◆地域資源を活かした交流拠点都市

豊かな自然環境や里山等の地域資源を守り、活かしつつ、人口減少や過疎化が進む集落の機能維持に対応するため、定住促進を図るとともに、市内の地域間ネットワークの連携強化を目指す。

また、広域交通網を活かし、府北部地域都市とも連携、補完を図りながら、商工、 観光等の産業活動を推進し、交流人口の拡大を図る。

◆広域交通網と産業基盤を活かした産業拠点都市

近畿自動車道敦賀線や京都縦貫自動車道等の整備による広域交通網の結節点としての利便性と、綾部工業団地等の産業基盤を活かして、更なる工業集積等を促進し、主要幹線道路沿いの都市的土地利用も図り、雇用創出や定住促進に繋がる産業拠点都市の形成を目指す。

◆都市機能を活かした中心市街地の再生

鉄道網の主要な結節点であるJR綾部駅の周辺整備や、コミュニティバスのネットワーク、道路等の都市機能を活かすとともに、まちなか居住や商店街の活性化を図り、市内の地域間ネットワークの核となる中心市街地の再生を目指す。

◆安全で災害に強い都市

河川改修等のハード対策にあわせて、土地利用規制、情報伝達、防災教育等のソフト対策を組み合わせることによって、近年頻発している水害、土砂災害、地震等から、生命、財産を守り、都市機能が致命的な損害を受けず、被害を最小減に抑え、迅速な復旧が可能な安全で災害に強く、しなやかな都市を目指す。

2 区域区分の有無及び方針

(1)区域区分の有無

本都市計画区域に区域区分を定めない。その理由は次のとおり。

①市街地の拡大・縮小の可能性

区域区分を定めて以降、人口は減少し続けており、将来も、人口の減少は徐々に進むことが予測されている。直近10年では工業出荷額、卸小売販売額とも横ばい又は減少傾向にあり、今後、大幅に産業が成長する見込みもないため、市街地が急速に拡大・縮小する可能性は低い。

②良好な環境を有する市街地の形成

既成市街地は、都市施設の整備が一定完了し、おおむね良好な市街地が形成されており、用途地域による適正な土地利用の誘導は継続される。

用途地域が指定されていない地域においても、特定用途制限地域の指定、条例等により、無秩序な市街化を抑制する。

③緑地等自然的環境の整備又は保全への配慮

本都市計画区域の大半は、農業振興地域、農用地区域、地域森林計画区域、保安 林等に指定されており、既成市街地外においては、農地法、農業振興地域の整備に 関する法律、森林法等の関係法令により保全される。

3 土地利用の方針

(1) 主要用途の配置の方針

用途地域の指定は継続し、次の方針に基づいて、土地利用を行うこととする。

①商業・業務地

JR綾部駅周辺から若竹町周辺まで、西町周辺の都市機能が集積する地区一帯及びJR綾部駅から高津町までの府道福知山綾部線沿道を商業・業務地とし、商業・業務機能の充実とまちなか居住を促進する。

②工業地

綾部工業団地、綾部市工業団地、井倉町、青野町及び味方町から渕垣町までの国道27号沿道を工業地とし、広域交通網、産業基盤を活かして産業を集積し、雇用の確保を図る。なお、配置に当たっては、緑地空間等を確保するなど周辺環境に十分配慮する。

③住宅地

JR綾部駅南の商業地を取り巻く既成市街地や府道福知山綾部線沿いの市街地、 並びに、青野地区、上延地区及び桜が丘を住宅地とし、良好な居住環境の形成とと もに、安心、安全な住宅地の形成に努める。

(2) 市街地における建築物の密度の構成に関する方針

| 区域用途 | 高密度利用を図るべき区域 | 低密度利用を図るべき区域 |
|--------|-------------------------|------------------|
| 商業・業務地 | JR綾部駅南周辺から若竹町 | JR綾部駅から高津町までの府道 |
| 向未 未劝地 | 周辺及び西町周辺 | 福知山綾部線沿道 |
| | 青野町及び西町周辺 綾部工業団地、綾部市工業団 | |
| 工業地 | | 倉町、味方町から渕垣町までの国道 |
| | | 2 7 号沿道 |
| | | 大島町、上延町、岡町、宮代町、神 |
| 住宅地 | | 宮寺町、田町、青野町、上野町、寺 |
| | | 町、味方町、井倉新町、桜が丘 |

(3) 市街地の土地利用の方針

①土地の高度利用に関する方針

JR綾部駅南周辺、西町等の商業・業務地及び青野町等の工業地においては、施設等の高度利用を図るものとする。

②用途転換、用途純化又は用途の複合化に関する方針

中心市街地や幹線道路沿道等について、土地利用の現状や動向を把握し、適正な

用途地域の指定に努める。

③居住環境の改善又は維持に関する方針

住宅地及び既存集落のコミュニティの形成を考慮し、良好な居住環境を形成する ため住環境の充実や公共交通サービスの向上等により、定住促進を図る。

また、JR綾部駅南側の木造老朽建物の密集や狭あい道路が存在する地区については、道路等の整備を推進し、防災機能の向上をはじめとする居住環境の改善を図る。

④都市内の緑地又は都市の風致の維持に関する方針

グンゼ綾部本社及びあやベグンゼスクエアの歴史的建造物群や宗教法人大本、安国寺等の歴史遺産は周辺環境や自然環境と一体となり良好な景観を形成しており、これらの保全に努める。

また、綾部市住宅・工業団地等の周辺においては、緩衝緑地の配置や工業団地周辺の自然環境の保全を図る。

⑤住宅建設の方針

すべての世帯がそれぞれの家族構成、所得、居住地に応じた適正な水準の住宅を適 正な負担で、良好な住環境の中に確保できるようにすることを基本として、豊かさを 実感できる地域社会の実現を図る。

そのため、市街化の熟度に応じた地域の課題を明らかにした上で、住生活基本計画等に基づき地域の特性を活かし、既存の住宅ストックの適正な活用も図りながら、安心して暮らせるまちづくり、住宅・住環境づくりを推進する。

既成市街地の密集住宅地には、狭あい道路や木造老朽住宅などが多く、道路整備事業や民間開発の誘導などにより再整備や建替えを推進する。

中心市街地では、人口減少に伴う空き家、低未利用地が増加しており、既存の都市 基盤等を有効に活用しながら、住環境の改善、住宅供給促進等を進め、まちなか居住 の促進を図る。

また、土地区画整理事業や民間開発により整備された市街地においては、計画的な住宅立地を促進するとともに、必要に応じ地区計画や建築協定等を導入するなど、地域特性に応じた良質な住宅地の形成を図る。

(4) その他の土地利用の方針

用途地域以外は、特定用途制限地域を指定し、次の方針に基づいて、土地利用を行うこととする。

①優良な農地との健全な調和に関する方針

由良川、犀川、八田川及び小呂川等の流域は農業振興地域として、農業基盤の整備が図られている。

今後、さらに優良農地及び集団的な農地については積極的に確保し、農業生産基

盤の整備を促進する。

②災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針

由良川及び八田川流域に広がる農地等は、防災上の観点から保全する。また、周辺の山地についても、開発を抑制するなど防災上重要な緑地として保全に努める。

また、地震、洪水、土砂災害など大規模な自然災害の被害を軽減するため、総合的な防災対策の強化や防災情報の提供に努める。

③秩序ある都市的土地利用の実現に関する方針

主要な道路沿道において、周辺環境との調和を図りながら、恵まれた交通アクセスを活かし、商工業、物流等のサービス機能の充実を図る。

既存集落周辺において、定住促進と地域コミュニティ維持のため、農林漁業との調整を行い、地域の特性に応じた適切な土地利用の規制誘導を図り、安心安全、快適な暮らしに対応できる居住環境の形成に努める。

また、自然環境や居住環境に配慮しつつ、身近な生活圏内に日常生活上の諸機能や就業場所など、地域コミュニティの維持、向上につながる施設の立地を許容し快適に暮らせる定住環境の向上を図る。

4 都市施設の方針

(1)交通施設

①基本方針

広域交通網と工業集積を活かした産業拠点都市の形成を目指し、近畿自動車道敦 賀線や京都縦貫自動車道等の利用により、京阪神都市圏との交流を図るとともに、 国道 27 号等幹線道路の整備を進める。

基盤整備を活かした中心市街地の再生を目指し、沿道利用を誘導させるため、(都) 綾部福知山線等の整備を促進する。

地域資源を活かした交流拠点都市を目指して、自然、文化、観光拠点へのアクセス道路とし府道舞鶴綾部福知山線等の整備を促進する。

また、鉄道駅等と各拠点施設との歩行者、自転車のネットワークの強化を図るとともに、これらの施設整備に当たっては、ユニバーサルデザインに配慮し、誰もが安心して快適に過ごせるまちづくりを目指す。

②整備水準の目標

ア道路

都市計画道路のうち幹線街路について、現況 (平成 22 年) 整備率 50%であるが、 平成 37 年には、約 73%を目標に整備を進める。

幹線街路の整備目標

| | 平成22年実績 | 平成37年整備目標 |
|-----|---------|-----------|
| 整備率 | 50% | 約 73% |

③整備方針

ア道路

広域幹線道路としては、近畿自動車道敦賀線の整備促進を図る。幹線道路としては、国道27号、(都)綾部福知山線の整備を進める。

イ 鉄道

JR山陰本線(園部以北)の複線化及び舞鶴線等の利便性の向上を図る。

④主要な施設の整備目標

おおむね10年以内に実施を予定する主要な事業(施行中のものを含む。)は次のとおりとする。

ア道路

| 事業名 | 路線名 |
|--------------------|---|
| 道路事業 又は 街路事業 | 近畿自動車道敦賀線、国道 27 号、(都)綾部福知山線、(都) 須知山線、(都) 本宮豊里線、 市道宮代豊里線 |

※(都):都市計画道路を表す

イ 鉄道

| 路線名 | 備考 |
|--------|----------|
| JR山陰本線 | 園部以北の複線化 |

(2)下水道

①基本方針

長期的視点から計画的な整備を行う必要があり、また、計画調整や地域社会の合意形成を図るため、積極的に都市計画に位置付けることを基本とする。

本区域においては生活環境の改善と公共用水域の水質保全を図る観点から、公共 下水道 (汚水) の整備を促進するとともに、効率的な汚水処理を推進するため下水 道施設の統廃合を推進し、老朽化した施設の改築・更新を図る。

また、市街地の内水被害を効果的かつ効率的に軽減するため、公共下水道(雨水)の現状把握と総合的な雨水対策の推進に努める。

②整備水準の目標

排水区域約819ha、計画汚水量約12,100m3/日(日最大)を目途に公共下水道(汚水)の整備を進め、生活環境の向上と公共用水域の水質保全を図る。

汚水処理に係る整備目標

| | 平成22年実績 | 平成37年整備目標 |
|-----|---------|-----------|
| 普及率 | 59 % | 97 % |

*普及率:公共下水道(汚水)計画区域内行政人口に対する同区域内の処理人口の比率

③整備方針

公共下水道(汚水)の計画処理区域内の早期整備を目指す。

老朽化施設の計画的な改築・更新等を実施する。

公共下水道(雨水)の整備により、浸水被害の軽減に努める。

④主要な施設の整備目標

おおむね10年以内に実施を予定する主要な事業(施行中のものを含む。)は、次のとおりとする。

| 種 別 | 事 業 名 | 事 | 業 箇 所 |
|----------|-------|-----|---------|
| 下水道 (汚水) | 公共下水道 | 綾部市 | 綾部処理区 |
| 下小垣(行小) | 公共下水坦 | | 綾部第2処理区 |
| 下水道 (雨水) | 公共下水道 | 綾部市 | 綾部排水区 |

(3)河川

①基本方針

災害に強く環境に配慮したまちづくりを進める観点から、既成市街地の浸水防止 を基本に治水施設の整備を進め、河川が氾濫した場合においても被害を最小限にと どめるために、地域防災力の向上につながる取組を行う。具体的には、流域の土地利用の動向や関連河川の整備状況を考慮して、河川流域が本来有している保水・遊水機能の維持・確保を積極的に図るとともに、河川の改修等のハード対策及び情報伝達等のソフト対策の両面での総合的な治水対策を河川整備計画等に基づき進める。併せて、豊かな自然環境に配慮し、河川環境の整備と保全に努める。

②整備水準の目標

平成 16 年台風 23 号洪水と同規模の洪水を安全に流下させることを目標に、既成 市街地及び既存集落の浸水防止上、重要な河川を中心に整備を図るとともに、河川 改修に合わせた流出抑制対策を講じる。

③整備方針

本区域は、由良川が地区の中心部を流下しており、地区内の河川がこれに流入している。由良川の整備を図るとともに、局部的な改良、洪水等による被災箇所の復旧、治水上の支障となる堆積土砂の除去、堤防除草等により治水機能の適正な維持に努める。さらに、整備途上や目標を上回る洪水による被害を最小限に抑えるため、ハード整備だけでなく、ソフト対策を組み合わせることにより効果的な治水対策を図る。

また、良好な河川環境と豊かな自然環境のもと、様々な水辺空間の利用と適正な水利用が図られるように、良好な水質、水量の保全に努めるとともに、自然環境や歴史的価値のある施設等と調和を図り、周囲の景観に配慮した河川整備に努める。

④主要な施設の整備目標

おおむね10年以内に実施を予定する主要な事業(施行中のものを含む。)は、次のとおりとする。

| 種 別 | 事 業 名 | 事業箇所 |
|-----|--------|----------|
| 河川 | 河川改修事業 | 一級河川 由良川 |

(4) その他の都市施設

①基本方針

自然と共生する人にやさしい都市づくりを目指し、都市機能の円滑な更新と自然・生活環境の保全・整備を図る。

ごみの減量化、リサイクルの推進により環境負荷の低減を図るとともに、新たな環境課題に対応するため、処理機能の向上を検討する。

また、将来的な一般廃棄物の広域化の検討に向け近隣市町と連携を図る。

さらに、保健・医療・福祉施設を適正に配置しつつ、文化・スポーツ施設を整備するとともに、日常の生活を円滑に営むことができ、災害時にも安全を確保することができる生活関連公共・公益施設の整備を推進する。

②整備方針

ア ごみ処理施設

既存処理施設について、リサイクル・環境負荷の少ない処理方式等の機能の維持・増進を図りつつ、処理の広域化を課題とした検討を行う。

イ 学校

児童・生徒のためのよりよい教育環境づくりを目指し、小・中学校の適正規模、 適正配置の検討や耐震化など施設の整備充実を図る。

5 市街地開発事業の方針

(1)基本方針

本区域は、北近畿の中核都市の一つとして、豊かな自然と良好な街並みとの調和に配慮しつつ、計画的な都市基盤の整備と住宅環境、産業基盤の充実に努め、秩序あるまができます。

JR綾部駅周辺においては、都市機能が一定集積しており、これらを活かした適正な土地利用と高度利用を推進する。

また、中心市街地の活性化を図るため、空き家、空き地等の有効利用や公共施設の整備、地区計画の活用等により、安心、安全なまちづくりを推進する。

(2)整備方針

①市街化進行地域·新市街地

国道27号、府道福知山綾部線、府道綾部インター線沿いの未利用地を有効に活用するため、都市基盤、産業基盤の充実を検討するほか、既に計画的に市街地が整備された区域は都市基盤施設を有効に活用し、良好な市街地の形成を図る。

②既成市街地

JR綾部駅周辺の市街地の狭あい道路や老朽木造住宅の問題に対応するため、効果的な都市基盤の整備を検討するとともに、老朽化した都市基盤施設については、計画的に更新や耐震化を図り、安全で安心なまちづくりを推進する。

6 自然的環境の整備又は保全に関する方針

(1)基本方針

水辺やみどりの空間は、自然とのふれあい、日頃の休養や運動、広域的な保養やハイキング等の場となるレクリエーションの機能をはじめ、優れた自然環境やうるおいのある都市環境を形成する環境保全の機能、地域を特徴づける風景や歴史的な景観を形成する景観形成の機能、また、災害時の被害の緩和や避難地、防災活動の拠点としての防災の機能等様々な役割を担っている。

このような水とみどりの役割を基本としながら、長い歴史を有する京都独自の文化の継承と発展につながる水とみどり、京都らしい風景を生み出す水とみどりの保全と創出にも留意し、また、地球環境問題、少子高齢化への対応といった視点も踏まえ、次の5つの観点に基づき、水とみどりの保全と創出によるうるおいのあるまちづくりを目指す。

- こころとからだをはぐくむみどりの保全と創出
- やすらぎとうるおいを感じるみどりの保全と創出
- ・いきものを守り育てるみどりの保全と創出
- ・くらしを守るみどりの保全と創出
- ・京都らしさを感じるみどりの保全と創出

特に地域特性を考慮し、「由良川等の快適な親水空間の創出と、北近畿の中核都市としてのみどり豊かな都市景観の形成」を目指して水とみどりの施策を推進する。

①緑地の確保目標面積

| 緑地の確保目標面積 (平成37年) | 都市計画区域面積に対す | -る割合 |
|----------------------|-------------|-------|
| | 緑地確保目標面積 | 割合 |
| | 約 18, 000ha | 約 92% |

②都市公園等の施設として整備すべき緑地の確保目標水準

| | 平成22年実績 | 平成37年整備目標 |
|-----------|--------------|--------------|
| 都市計画区域人口 | 23.2 m²/人 | 29.5 ㎡/人 |
| 1人当たり整備面積 | (17.6 m²/人) | (22.8 m²/人) |

^{*()} は都市公園法で規定する都市公園

(2) 主要な緑地の配置方針

ア こころとからだをはぐくむみどりの保全と創出

- ○身近な歩いていける範囲に、誰もが気軽に利用できる公園や遊歩道、水辺空間等 の水とみどりの拠点をつくる。
- ○市街地周辺の樹林地や水辺等、日常的に自然にふれあえる水とみどりを保全し、 自然に親しめる施設の整備を進める。

- ○スポーツやレクリエーション等の余暇活動の拠点となる公園等を整備する。
- ○近畿自然歩道等の自然歩道のネットワークを形成する。
- イ やすらぎとうるおいを感じるみどりの保全と創出
 - ○うるおいのある風景を形成する森林や河川等、水とみどりの自然景観を保全する。
 - ○市街地周辺の里山や遺跡等と一体となって歴史的景観を形成する樹林地等、市街 地の背景となるみどりを保全する。
 - ○鎮守の森や名木、巨樹等、都市のランドマークとなるみどりを保全する。
 - ○都市の景観の重要な構成要素となるターミナル周辺や大規模な公共施設等において緑化を推進し、みどりのシンボルを形成する。
 - ○公園や水辺空間の整備、道路や学校等の公共公益施設の緑化に加え、生け垣の設置、屋上緑化等民有地の緑化を進め、みどり豊かなうるおいのある都市景観を形成する。
- ウ いきものを守り育てるみどりの保全と創出
 - ○水とみどりの骨格となる森林や河川等、多様な自然環境の保全を図る。
 - ○貴重な動植物の生息・生育環境を保全する。
 - ○市街地周辺の里山等の樹林地、河川やため池等の水辺、農地等、多様な生物をは ぐくむ自然環境を保全する。
 - ○市街地内においても、水辺や公園等のオープンスペースを活用し、多様な生物の 生息空間を創出する。
 - ○森林、公園、ため池、河川空間等の連携により、野生生物の移動ルート等となる 自然生態系ネットワークを形成する。
- エ くらしを守るみどりの保全と創出
 - ○地域防災計画との整合を図りながら、地震災害時の避難地や防災活動拠点となる 公園、延焼防止帯や避難路となる緑地等を整備する。
 - ○公共公益施設の緑化や住宅地や業務地等民有地の緑化を進め、みどりやオープン スペースの特性を活かした災害に強いまちづくりを進める。
 - ○市街地、集落周辺の急斜面の樹林地等みどりの保全を図る。
 - ○市街地内の河川、樹林地や市街地周辺の里山、河畔林等、都市気象の緩和に資する水とみどりを保全する。
 - ○工業団地周辺の緩衝緑地帯や高速道路、鉄道沿線の環境緑地帯等、都市の環境を 改善するみどりの保全と創出を進める。
- オ 京都らしさを感じるみどりの保全と創出
 - ○指定・登録文化財をはじめとする豊かな歴史・文化遺産と一体をなすみどりや、 京都の自然200選等の京都を代表する自然環境を保全する。
 - ○渓谷、清流や河畔、まちの背景を構成する山並みや里山等、京都らしい景観を形成する水とみどりを保全する。

○新たなまちづくりにおいても、地域の歴史、文化や自然景観に配慮し、それぞれ の地域の個性的な水とみどりの景観を創出する。

(3) 実現のための施策の方針の概要

人と水とみどりの共生する環境を実現するため、次の4つの方向から、骨格となるみどりの保全と活用を図り、自然環境や歴史資源、都市化の状況に応じた水とみどりの保全と創出を目指す。

- ・都市公園や水辺の整備を促進する
- ・自然環境、自然景観を保全する
- ・都市の緑化を推進する
- ・水とみどりのネットワークを形成する

①公園緑地の配置方針の概要

| 種 類 | 種 別 | 配置方針の概要 |
|------|-------|----------------------------|
| 住区基幹 | 街区公園、 | 街区内に居住するものが容易に利用できるように整備 |
| 公 園 | 地区公園 | 充実を図る。 |
| 都市基幹 | 総合公園、 | スポーツ・レクリエーション活動、憩いや散策、自然観 |
| 公 園 | 運動公園 | 察等、市民の多様な利用に対応できるように整備充実を図 |
| | | る。 |

②地域制緑地の指定方針の概要

| 地区の | 指 定 方 針 の 概 要 |
|-------|----------------------------------|
| 種 別 | |
| 緑地保全 | 住宅地に接する良好な住環境を形成する緑地や山林等について、緑地保 |
| 地域 | 全地域等の指定を検討する。 |
| 風致地区 | 美しい自然環境や良好な景観と調和のとれた土地利用を図るため、風致 |
| | 地区の指定を検討する。 |
| 条例等に | 地域の特色や実情に応じた良好な環境を形成するため条例等による緑地 |
| よるもの | の保全を検討する。 |
| 法によるも | 農業振興地域、農用地区域、地域森林計画区域、保安林等については、 |
| 0 | 関係法令により適切に指定を行い、保全を図る。 |

(4) 主要な緑地の確保目標

誰もが利用しやすい空間形成を図るため、ユニバーサルデザインに配慮した公園整備を推進します。また、施設の老朽化や利用者のニーズに対応するため、再整備や施設の充実などにより既存公園に利活用の促進を図ります。

